

株式取扱規程

施行 2009. 1. 5

改正 2009. 7. 28

改正 2012. 4. 1

改正 2022. 9. 1

改正 2023. 7. 26

第 1 章 総則

第1条〔目的〕

当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、株式会社証券保管振替機構（以下「機構」という。）及び株主が振替口座を開設している証券会社、信託銀行等の口座管理機関（以下「証券会社等」という。）が定めるところによる他、定款第9条に基づきこの規程の定めるところによる。

第2条〔株主名簿管理人〕

当会社の株主名簿管理人及び同事務取扱場所は、次のとおりとする。

〔1〕株主名簿管理人

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社

〔2〕同事務取扱場所

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

第3条〔規程の変更〕

この規程の変更は、取締役会の決議による。

第 2 章 株主名簿への記録等

第4条〔株主名簿への記録〕

当会社の株主名簿への記録及び株主名簿記載事項の変更は、法令の定めるところにより、総株主通知等機構からの通知（社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」という。）第154条第3項に規定された通知（以下「個別株主通知」という。）を除く。）により行うものとする。

- 2、前項のほか、新株式発行その他法令に定める場合は、機構からの通知によらず株主名簿記載事項の記録又は変更を行うものとする。
- 3、株主名簿は、機構が指定する文字・記号により記録するものとする。
- 4、当会社は、株主に対して通知をするために必要がある場合、現在の株式保有者を株主名簿に反映させるべきであると取締役会が判断した場合その他正当な理由がある場合には、機構に対して振替法第151条第8項の請求をすることができる。

第5条〔新株予約権原簿への記載又は記録〕

当社の新株予約権原簿への記載又は記録を請求するときは、株主名簿管理人に対して所定の請求書を提出しなければならない。

- 2、新株予約権の質入又は信託財産表示についても前項と同様とする。
- 3、前2項に定めるほか、新株予約権の取扱いについては別段の定めをすることができる。
- 4、新株予約権原簿に記載又は記録する文字・記号は、新株予約権原簿の管理システムの変更その他必要がある場合には、機構が指定する文字・記号によることができるものとする。

第6条〔株主名簿記載事項に係る届出〕

株主は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2、前項の規定にかかわらず、株主は、第4条第2項に規定する場合には、その氏名又は名称及び住所を株主名簿管理人に届け出るものとする。
- 3、前2項の届出事項につき変更があった場合には、株主は、変更後の届出事項を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

第7条〔法人代表者〕

株主が法人であるときは、その代表者1名の資格及び氏名を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2、第6条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第8条〔共有株式の代表者〕

株式を共有する株主は、その代表者1名を定めて、共有代表者の氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。変更があった場合も同様とする。

- 2、第6条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第9条〔法定代理人〕

株主の親権者及び後見人等の法定代理人は、その氏名又は名称及び住所を機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。

- 2、第6条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第10条〔外国居住株主等の通知を受ける場所の届出〕

外国に居住する株主又はその法定代理人は、日本国内に常任代理人を選任するか、又は日本国内において通知を受ける場所を定めなければならない。

- 2、前項の常任代理人の氏名もしくは名称及び住所又は通知を受ける場所は、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて届け出るものとする。ただし、証券会社等及び機構を通じて届け出ることができない場合には、株主名簿管理人に届け出るものとする。
- 3、第6条第2項及び第3項の規定は、前項の届出について準用する。

第11条〔機構経由の確認方法〕

当会社に対する前5条の届出が証券会社等及び機構を通じて提出された場合は、株主、法定代理人その他届出を行う権限を有する者からの届出とみなすものとする。

第12条〔新株予約権者の届出事項等〕

当会社の新株予約権原簿に記載又は記録される者の届出事項及びその届出方法については、第6条から前条までを準用する。ただし、第5条第3項による別段の定めがない限り、届出先は株主名簿管理人とする。

第13条〔登録株式質権者〕

登録株式質権者には本章の規定を準用する。

第3章 株主確認

第14条〔株主確認〕

株主（個別株主通知を行った株主を含む。）が請求その他株主権行使又は届出（以下「請求等」という。）をする場合、当該請求等を本人が行ったことを証するもの（以下「証明資料等」という。）を添付し、又は提供するものとする。ただし、当会社において本人からの請求等であることが確認できる場合はこの限りでない。

- 2、当会社に対する株主からの請求等が、証券会社等及び機構を通じてなされた場合は、株主本人からの請求等とみなし、証明資料等を要しないものとするができる。
- 3、代理人により請求等をする場合は、前2項の手續のほか、株主が署名又は記名押印した委任状（会社が委任状の成立の真正を確認する必要があると認めるときは、委任状及び印鑑登録証明書その他成立の真正を証する資料）を添付するものとする。委任状には、受任者の氏名又は名称及び住所の記載を要するものとする。
- 4、代理人についても第1項及び第2項を準用する。
- 5、当会社は、請求等を行う者について第1項、第3項及び前項の規定による確認が完了するまでの間は、請求等の受理を留保することができる。

6、当社は、株主と自称する者が株主であるかどうかを確認するために必要な場合、特定の者が株主として請求等をしようとする旨認知した場合その他正当な理由がある場合には、証券会社等及び機構に対して、振替法第277条に規定する請求をすることができる。

第4章 株主権等の行使手続

第15条〔書面交付請求及び異議申述〕

会社法第325条の5第1項に規定された株主総会参考書類等の電子提供措置事項を記載した書面の交付の請求（以下「書面交付請求」という。）及び同条第5項に規定された異議の申述をするときは、書面により行うものとする。ただし、書面交付請求を証券会社等及び機構を通じてする場合は、証券会社等及び機構が定めるところによるものとする。

第16条〔少数株主権等の行使手続〕

振替法第147条第4項に規定された少数株主権等を当社に対して直接行使するときは、法令の定める期間内に、署名又は記名押印した書面（当社の定める方式によるものとする。）により、個別株主通知の受付票を添付して行うものとする。

第17条〔株主提案権〕

前条に定めるところにより、株主提案権が行使された場合、提出議案の以下の事項について400字を超えるときは、当社は、株主総会参考書類にその概要を記載することができるものとする。

〔1〕提案の理由

〔2〕取締役及び会計監査人の選任に関する事項

第18条〔その他の権利の行使〕

第14条第1項、第3項及び第4項の規定は、少数株主権等以外の株主の権利の行使について準用する。

第5章 単元未満株式の買取り

第19条〔単元未満株式の買取り請求の方法〕

単元未満株式の買取りを請求するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

2、前項の買取り請求をした者は、当該請求を撤回することができない。ただし、当社が承諾したときは、この限りでない。

第20条〔買取価格の決定〕

買取請求株式の買取単価は、第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2、前項による買取単価に買取請求株式数を乗じた額をもって買取価格とする。

第21条〔買取代金の支払〕

当社は、前条により算出された買取価格から第30条に規定する手数料を差し引いた額を、当社が別途定める場合を除き、機構の定めるところにより買取価格が決定した日の翌営業日から起算して4営業日目に請求者に支払うものとする。ただし、買取価格が剰余金の配当又は株式の分割等の権利付価格であるときは、基準日までに買取代金を支払うものとする。

2、買取請求者は、その指定する銀行預金口座への振込又はゆうちょ銀行現金払による買取代金の支払を請求することができる。

第22条〔買取株式の移転〕

買取請求を受けた単元未満株式は、前条による買取代金の支払又は支払手続を完了した日に当社の振替口座に振替えるものとする。

第6章 単元未満株式の買増し

第23条〔単元未満株式の買増請求の方法〕

単元未満株式を有する株主が、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の当社の株式を売り渡すことを請求（以下「買増請求」という。）するときは、機構の定めるところにより、証券会社等及び機構を通じて行うものとする。

2、前項の買増請求をした者は、当該請求を撤回することができない。ただし、当社が承諾したときは、この限りでない。

第24条〔自己株式の残高を超える買増請求〕

同一日になされたもので先後不明な買増請求の合計株式数が、当社の保有する譲渡すべき自己株式数を超過しているときは、その日におけるすべての買増請求は、その効力を生じないものとする。

第25条〔買増請求の効力発生日〕

買増請求の効力は、買増請求が第2条に定める株主名簿管理人の事務取扱場所に到達した日に生じるものとする。

第26条〔買増請求の受付停止期間〕

当社は、毎年次に掲げる日から起算して10営業日前の日から当該日までの間、買増請求の受付を停止する。

〔1〕 4月30日

〔2〕 10月31日

〔3〕 その他機構が定める株主確定日等

2、前項にかかわらず、当社が必要と認めるときは、別に買増請求の受付停止期間を設けることができるものとする。

第27条〔買増価格の決定〕

買増請求株式の買増単価は、買増請求の効力発生日の東京証券取引所の開設する立会市場における最終価格とする。ただし、その日に売買取引がないとき又はその日が同取引所の休業日に当たるときは、その後最初になされた売買取引の成立価格とする。

2、前項による買増単価に買増請求株式数を乗じた額をもって買増価格とする。

第28条〔買増株式の移転〕

買増請求を受けた株式数に相当する自己株式は、機構の定めるところにより、買増請求をした株主が証券会社等を通じて、買増代金として買増価格に第30条に定める手数料を加算した金額が当社所定の銀行預金口座に振り込まれたことを確認した日に、買増請求をした株主の振替口座への振替を申請するものとする。

第7章 特別口座の特例

第29条〔特別口座の特例〕

特別口座の開設を受けた株主の本人確認その他特別口座に係る取扱いについては、機構の定めるところによるほか、特別口座の口座管理機関が定めるところによるものとする。

第8章 手数料

第30条〔手数料〕

第19条の单元未満株式買取請求及び第23条の单元未満株式買増請求に係る手数料は、

以下の算式により1単元当たりの金額を算定し、これを買取り又は買増しをした単元未満株式の数で按分した金額とする。

(算式) 第20条に定める1株当たりの買取単価又は第27条に定める1株当たりの買増単価に1単元の株式数を乗じた合計金額のうち

100万円以下の金額につき 1.150%

100万円を超え500万円以下の金額につき 0.900%

500万円を超え1,000万円以下の金額につき 0.700%

1,000万円を超え3,000万円以下の金額につき 0.575%

3,000万円を超え5,000万円以下の金額につき 0.375%

(円未満の端数を生じた場合には切捨てる。)

ただし、1単元当たりの算定金額が2,500円に満たない場合には、2,500円とする。

2、株主その他の者が証券会社等及び機構に対して支払う手数料は、各自の負担とする。